

公 示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示する。

令和 4 年 4 月 20 日

徳島県公安委員会委員長 齋藤 恒範

1 申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏名又は名称 及び所在地	法人の場合は 代表者の氏名	型 式 の 概 要			検定 番号
		遊技機の種類	型 式 名	製造業者名	
マルホン工業株式会社 愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	西出晃央	規則:ばちんこ 第6条: 第1号:遊技機	P真シャカRUSH A	マルホン 工 業 株 式 会 社	15327
マルホン工業株式会社 愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	西出晃央	規則:ばちんこ 第6条: 第1号:遊技機	Pゴールデン鳳凰∞～全突アクセルスペック～	マルホン 工 業 株 式 会 社	15328
マルホン工業株式会社 愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	西出晃央	規則:ばちんこ 第6条: 第1号:遊技機	P真シャカRUSH A2	マルホン 工 業 株 式 会 社	15329
株式会社 平和 東京都台東区東上野一丁目16番1号	嶺井勝也	規則:ばちんこ 第6条: 第1号:遊技機	Pルパン三世119AU1Y	株 式 会 社 平 和	15330
株式会社 平和 東京都台東区東上野一丁目16番1号	嶺井勝也	規則:回胴式 第6条: 第2号:遊技機	SキャッツアイH6	株 式 会 社 平 和	15331
株式会社 大一商会 愛知県北名古屋市沖村西ノ川1番地	市原高明	規則:ばちんこ 第6条: 第1号:遊技機	P真・一騎当千FM-V	株 式 会 社 大 一 商 会	15332

2 検定の有効期間

公示の日から3年間。